

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第15号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成29年静岡県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1 (略)		別表第1 (略)	
事務	個人番号関係事務実施者	事務	個人番号関係事務実施者
1 静岡県私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請及び当該申請者の保護者等の収入の状況の届出に係る書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を含む。以下この表において同じ。）の提出に関する事務	(略)	1 静岡県私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請及び当該申請者の保護者等の収入の状況の届出（以下「 <u>私立高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請等</u> 」という。）に係る書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を含む。以下この表において同じ。）の提出に関する事務	(略)
2 静岡県私立高等学校等奨学給付金の支給の申請に係る書面の提出に関する事務	(略)	2 静岡県私立高等学校等奨学給付金の支給の申請（以下「 <u>私立高等学校等奨学給付金支給申請</u> 」という。）に係る書面の提出に関する事務	(略)

3 静岡県私立高等学校 授業料減免事業費補助 金の交付の申請に係る 書面の提出に関する事 務	(略)
4 静岡県私立専修学校 等授業料減免事業費補 助金の交付の申請に係 る書面の提出に関する 事務	(略)
5 静岡県高等学校定時 制課程及び通信制課程 修学資金の貸与の申請 に係る書面の提出に関 する事務	(略)
6 静岡県公立高等学校 等学び直し支援金の受 給資格の認定の申請及 び当該申請者の保護者	(略)

3 静岡県私立高等学校 授業料減免事業費補助 金の交付の申請_(以下 「 <u>私立高等学校授業料 減免事業費補助金交付 申請</u> 」という_)に係る 書面の提出に関する事 務	(略)
4 静岡県私立専修学校 等授業料減免事業費補 助金の交付の申請_(以 下「 <u>私立専修学校等授 業料減免事業費補助金 交付申請</u> 」という_)に 係る書面の提出に関す る事務	(略)
5 <u>生活に困窮する外国 人に対する生活保護法 (昭和25年法律第144 号)第24条第1項の規 定に準じて行う保護の 開始又は同条第9項の 規定に準じて行う保護 の変更の申請に係る書 面の提出に関する事務</u>	町長
6 静岡県高等学校定時 制課程及び通信制課程 修学資金の貸与の申請 (以下「 <u>定時制・通信 制課程修学資金貸与申 請</u> 」という_)に係る書 面の提出に関する事務	(略)
7 静岡県公立高等学校 等学び直し支援金の受 給資格の認定の申請及 び当該申請者の保護者	(略)

等の収入の状況の届出に係る書面の提出に関する事務	
7 静岡県高等学校等奨学給付金の支給の申請に係る書面の提出に関する事務	(略)

等の収入の状況の届出 (以下「公立高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請等」という。)に係る書面の提出に関する事務	
8 静岡県高等学校等奨学給付金の支給の申請 (以下「高等学校等奨学給付金支給申請」という。)に係る書面の提出に関する事務	(略)

別表第2 (略)

条例別表第2の項	情報
2の項(1)	静岡県私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請及び当該申請者の保護者等の収入の状況の届出を行う者に係る就学支援金法による就学支援金の支給に関する情報
2の項(2)	静岡県私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請及び当該申請者の保護者等の収入の状況の届出を行う者の保護者等に係る生活保護法(昭和25年法律第144号)第19条第1項の規定による保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の規定による職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定による職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報(以下「生活保護実施関係情報」という。)

別表第2 (略)

条例別表第2の項	情報
2の項(1)	私立高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請等を行う者に係る就学支援金法による就学支援金の支給に関する情報
2の項(2)	私立高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請等を行う者の保護者等に係る生活保護法第19条第1項の規定による保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の規定による職権による保護の開始若しくは同条第2項の規定による職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報(以下「生活保護実施関係情報」という。)

		2の項(3)	私立高等学校等学び直し支援金 受給資格認定申請等を行う者の 保護者等に係る生活に困窮する 外国人に対する生活保護法第19 条第1項の規定に準じて行う保 護の実施、同法第24条第1項の 規定に準じて行う保護の開始若 しくは同条第9項の規定に準じ て行う保護の変更、同法第25条 第1項の規定に準じて行う職権 による保護の開始若しくは同条 第2項の規定に準じて行う職権 による保護の変更又は同法第26 条の規定に準じて行う保護の停 止若しくは廃止に関する情報 (以下「外国人生活保護実施関 係情報」という。)
3の項(1)	静岡県私立高等学校等奨学給付 金の支給の申請に係る生徒又は 学生に係る就学支援金法による 就学支援金の支給に関する情報	3の項(1)	私立高等学校等奨学給付金支給 申請に係る生徒又は学生に係る 就学支援金法による就学支援金 の支給に関する情報
3の項(2)	静岡県私立高等学校等奨学給付 金の支給の申請を行う者に係る 生活保護実施関係情報	3の項(2)	私立高等学校等奨学給付金支給 申請を行う者に係る生活保護実 施関係情報
4の項(1)	静岡県私立高等学校授業料減免 事業費補助金の交付の申請に係 る生徒に係る就学支援金法によ る就学支援金の支給に関する情 報	3の項(3)	私立高等学校等奨学給付金支給 申請を行う者に係る外国人生活 保護実施関係情報
4の項(2)	静岡県私立高等学校授業料減免 事業費補助金の交付の申請に係 る生徒の保護者等に係る生活保 護実施関係情報	4の項(1)	私立高等学校授業料減免事業費 補助金交付申請に係る生徒に係 る就学支援金法による就学支援 金の支給に関する情報
		4の項(2)	私立高等学校授業料減免事業費 補助金交付申請に係る生徒の保 護者等に係る生活保護実施関係 情報

5の項(1)	静岡県私立専修学校等授業料減免事業費補助金の交付の申請に係る生徒に係る就学支援金法による就学支援金の支給に関する情報
5の項(2)	静岡県私立専修学校等授業料減免事業費補助金の交付の申請に係る生徒の保護者等に係る生活保護実施関係情報
6の項	生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は同条第1項に規定する被保護者であった者（以下「要保護者等」という。）に係る静岡県私立高等学校等奨学給付金の支給に関する情報

4の項(3)	私立高等学校授業料減免事業費補助金交付申請に係る生徒の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報
5の項(1)	私立専修学校等授業料減免事業費補助金交付申請に係る生徒に係る就学支援金法による就学支援金の支給に関する情報
5の項(2)	私立専修学校等授業料減免事業費補助金交付申請に係る生徒の保護者等に係る生活保護実施関係情報
5の項(3)	私立専修学校等授業料減免事業費補助金交付申請に係る生徒の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報
6の項(1)	生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は同条第1項に規定する被保護者であった者（以下「要保護者等」という。）に係る静岡県私立高等学校等奨学給付金の支給に関する情報（以下「私立高等学校等奨学給付金支給関係事務」という。）
6の項(2)	要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う就労自立給付金の支給若しくは同法第55条の5第1項の規定に準じて行う進学準備給付金の支給に関する情報
7の項(1)	外国人要保護者等（要保護者等に準ずる外国人をいう。以下同じ。）に係る私立高等学校等奨学

	給付金支給関係情報
7の項(3)	外国人要保護者等に係る生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金若しくは同法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給に関する情報
7の項(4)	外国人要保護者等に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項及び第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下この項において「平成19年改正法」という。）附則第4条第1項に規定する支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下この項において「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下この項において「旧法」という。）第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定に

			<p>よりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項（平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始若しくは同条第9項の変更、同法第25条第1項の規定による職権による開始若しくは同条第2項の規定による職権による変更若しくは同法第26条の停止若しくは廃止に関する情報</p>
	7の項(5)		<p>外国人要保護者等に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費、同法第20条第1項の療育の給付又は同法第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給に関する情報</p>
	7の項(6)		<p>外国人要保護者等に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報</p>
	7の項(7)		<p>外国人要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和</p>

	39年法律第129号) 第13条第1項、第31条の6第1項若しくは第32条第1項若しくは附則第3条第1項若しくは第6条第1項の資金の貸付け又は同法第31条(同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給に関する情報
7の項(8)	外国人要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条第1項の特別児童扶養手当、同法第17条の障害児福祉手当又は同法第26条の2の特別障害者手当の支給に関する情報
7の項(9)	外国人要保護者等に係る国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報
7の項(10)	外国人要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第6条の自立支援給付の支給に関する情報
7の項(12)	外国人要保護者等に係る難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報
7の項(13)	外国人要保護者等に係る労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第18条第2号の求職者の知識及び技能の習得を容易

7の項	静岡県公立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定の申請及び当該申請者の保護者等の収入の状況の届出を行う者に係る就学支援金法による就学支援金の支給に関する情報
8の項	静岡県高等学校等奨学給付金の支給の申請に係る生徒又は学生に係る就学支援金法による就学支援金の支給に関する情報
9の項	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条第1項に規定する経費の支弁に関する情報

	にするための給付金の支給に関する情報
8の項	公立高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請等を行う者に係る就学支援金法による就学支援金の支給に関する情報
9の項	高等学校等奨学給付金支給申請に係る生徒又は学生に係る就学支援金法による就学支援金の支給に関する情報
10の項	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条第1項に規定する経費の支弁に関する情報（以下「特別支援学校就学経費支弁関係情報」という。）

別表第3 (略)

条例別表第3の項	情報
1の項(1)	要保護者等に係る静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金の貸与に関する情報
1の項(2)	要保護者等に係る静岡県高等学校等奨学給付金の支給に関する情報
1の項(3)	要保護者等に係る高等学校定時制の課程及び通信制の課程修学補助金の交付に関する情報
1の項(4)	要保護者等に係る高等学校遠距離通学費補助金の交付に関する

別表第3 (略)

条例別表第3の項	情報
1の項(1)	要保護者等に係る静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金の貸与に関する情報（以下「定時制・通信制課程修学資金貸与関係情報」という。）
1の項(2)	要保護者等に係る静岡県高等学校等奨学給付金の支給に関する情報（以下「高等学校等奨学給付金支給関係情報」という。）
1の項(3)	要保護者等に係る高等学校定時制の課程及び通信制の課程修学補助金の交付に関する情報（以下「定時制・通信制課程修学補助金交付関係情報」という。）
1の項(4)	要保護者等に係る高等学校遠距離通学費補助金の交付に関する

	情報
1の項(5)	要保護者等に係る静岡県特別支援教育就学奨励費補助金の支弁に関する情報
2の項	静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金の貸与の申請を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報
3の項	静岡県公立高等学校等学び直し

	情報（以下「高等学校遠距離通学費補助金交付関係情報」という。）
1の項(5)	要保護者等に係る静岡県特別支援教育就学奨励費補助金の支弁に関する情報（以下「特別支援教育就学奨励費補助金支弁関係情報」という。）
2の項(1)	外国人要保護者等に係る学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の援助の実施に関する情報
2の項(2)	外国人要保護者等に係る定時制・通信制課程修学資金貸与関係情報
2の項(3)	外国人要保護者等に係る高等学校等奨学給付金支給関係情報
2の項(4)	外国人要保護者等に係る定時制・通信制課程修学補助金交付関係情報
2の項(5)	外国人要保護者等に係る高等学校遠距離通学費補助金交付関係情報
2の項(6)	外国人要保護者等に係る特別支援学校就学経費支弁関係情報
2の項(7)	外国人要保護者等に係る特別支援教育就学奨励費補助金支弁関係情報
3の項(1)	定時制・通信制課程修学資金貸与申請を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報
3の項(2)	定時制・通信制課程修学資金貸与申請を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報
4の項(1)	公立高等学校等学び直し支援金

	<p>支援金の受給資格の認定の申請及び当該申請者の保護者等の収入の状況の届出を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報</p>		<p>受給資格認定申請等を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報</p>
4の項	<p>静岡県高等学校等奨学給付金の支給の申請を行う者に係る生活保護実施関係情報</p>	4の項(2)	<p>公立高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請等を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報</p>
5の項	<p>高等学校定時制の課程及び通信制の課程修学補助金の交付の申請を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報</p>	5の項(1)	<p>高等学校等奨学給付金支給申請を行う者に係る生活保護実施関係情報</p>
		5の項(2)	<p>高等学校等奨学給付金支給申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報</p>
		6の項(1)	<p>高等学校定時制の課程及び通信制の課程修学補助金の交付の申請（以下「定時制・通信制課程修学補助金交付申請」という。）を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報</p>
		6の項(2)	<p>定時制・通信制課程修学補助金交付申請を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報</p>
6の項	<p>高等学校遠距離通学費補助金の交付の申請に係る生徒の保護者等に係る生活保護実施関係情報</p>	7の項(1)	<p>高等学校遠距離通学費補助金の交付の申請（以下「高等学校遠距離通学費補助金交付申請」という。）に係る生徒の保護者等に係る生活保護実施関係情報</p>
		7の項(2)	<p>高等学校遠距離通学費補助金交付申請に係る生徒の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報</p>
7の項	<p>静岡県公立高等学校等専攻科修学支援金の受給資格の認定の申</p>	8の項(1)	<p>静岡県公立高等学校等専攻科修学支援金の受給資格の認定の申</p>

	<p>請及び当該申請者の保護者等の収入の状況の届出を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報</p>		<p>請及び当該申請者の保護者等の収入の状況の届出(以下「<u>公立高等学校等専攻科修学支援金受給資格認定申請等</u>」という。)を行う者の保護者等に係る生活保護実施関係情報</p>
		<p>8の項(2)</p>	<p><u>公立高等学校等専攻科修学支援金受給資格認定申請等</u>を行う者の保護者等に係る<u>外国人生活保護実施関係情報</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。